

給付と負担の関係がわかりやすい 年金制度について (参考資料)

※ この資料は、年金情報の通知について、参考として、諸外国において実際に用いられている通知書の例(ドイツの「年金情報」、スウェーデンの「オレンジレター」(ともに仮訳))を示したものである。

(仮 訳)

ドイツ (年金情報)

連邦職員保険庁
年金保険局

■■■■■■■■■■ 殿

保険番号

■■■■■■■■■■
(常に記して下さい)

サービステレフォン 0800 3331919

電話:030-865-1

ファクス:030 865-27240

インターネット:www.bfa.de

E-メール:bfa@bfa.de

日付:2003年1月29日

年金情報

貴殿年金口座の最新データ

拝啓

■■■■■■■■■■ 殿

「老齢扶養」の問題はずっと以前から話題になっています。誰でも自分の老後をできるだけ豊かなものにできることを望んでいます。その際、公定年金保険からどのような給付を将来、期待することができるのかというインフォメーションが非常に重要になります。

貴殿の扶養をより良く計画できるよう、貴殿個人の年金情報をこれから定期的に自宅に送付いたします。この情報には以下のデータが記されています。

- 貴殿がこれまでに取得した年金期待権
- 完全稼得能力減少を理由とする年金の額
- 貴殿の将来の老齢年金の予測額
- これまで納付された保険料

この年金情報の裏面には各データの説明が記されています。年金情報について何か質問がある場合には、当庁に電話して下さい。当庁のサービステレフォンの番号は 0800 3331919 です。このフリーコールは月曜日から木曜日まで 9:00 から 19:30 と金曜日 9:00 から 13:00 まで無料でご利用できます。

敬具

連邦職員保険庁

P. S. 「年金」が当庁の最も重要な業務ですが、当庁の業務はこれだけではありません。貴殿の生活においてどのようなサービスを当庁から期待できるのか、「説明」欄に簡単にまとめました。

添付
年金情報

公定年金保険 - 貴殿は当庁から何を期待できるのか！

貴殿及び貴殿の雇用者が公定年金保険に支払う保険料により、貴殿は幅広い包括的な社会保障請求権を得ます。

- この社会保障は主に貴殿の稼得収入を代用するであろう老齢年金です。この老齢年金は貴殿個人の現在のまた将来における老齢扶養の基礎となります。年金保険者が提供する給付にはその他に以下のものがあります。

- ✓ 稼得能力減少時の年金及び遺族年金（この年金は貴殿または亡くなられた方があたかも60才まで継続して就労し、保険料を支払ったと仮定します）。
- ✓ 職業的及び医療的リハビリテーションの実施
- ✓ 年金受給者の医療及び介護保険料の半額支払い
- ✓ 育児期間及び家族介護期間の年金請求
- ✓ 兵役及び兵役代替市民奉仕期間の算入
- ✓ 学校及び大学での学業期間の合算
- ✓ 失業及び病気期間の算入
- ✓ 賃金動向への毎年度の年金調整
- ✓ 女子、男子平等の保険料及び給付

この保障は将来においても貴殿が信用できるものです。年金保険は変化しつつある経済及び社会状況に柔軟に適合します。これにより年金保険は予算繰りできるものであり、また若い世代の方々にとっても安心なものになります。企業及び民間の補足的老齢扶養がこの年金保険を補充するものとして将来、より重要になります。

年金保険については1000以上ある年金保険の照会及び相談所で電話で、あるいはインターネットで問い合わせることができます。国が助成している補足老齢年金または新しい基礎扶養について何かご質問がある場合には、どうぞ当庁にお問い合わせ下さい。当庁はサービスの改善に努めております。それゆえに貴殿に今日、この年金情報をお送りしました。

貴殿はこの年金情報は2005年から毎年受け取ることになります。この年金情報で貴殿はご自身の老齢扶養をより良く計画することができます。

被保険者: [REDACTED]
保険番号: [REDACTED]

1. 年金計算の基本

年金額は主に就労による収入額と納付された強制又は任意保険料に基づきます。当庁はこの金額を報酬点に計算しなおします。これ以外にも就労による収入がなかった一定期間についても報酬点を得ることができます。

貴殿はこれまで 31.4910 点を取得しました。

貴殿が被用者として、または自営業者として就業していたこと	29.4782
保険料免除期間(例、学校または大学学業期間)があること	0.7628
その他保険料を納付したこと	1.2500

によりこの報酬点を取得しました。

2. 完全稼働能力減少を理由とする年金

貴殿が現在、もし完全稼働能力減少である場合には、月額年金額 1,294.06 EUR を得ることになります。

3. 貴殿の将来の老齢年金の予測額

貴殿がこれまでに取得した年金期待権は、現在では月額老齢年金 814.36 EUR に相当します。65才に達するまで毎年 1.8049 報酬点(過去5年間に取得した平均として、貴殿は年金調整を考慮せずに月額老齢年金 1,863.71 EUR を得ることになります。

貴殿の年金はしかしながら将来の年金調整により実際にはこの額より多くなります。残念ながら動向がどうなるのか、当庁も予測できません。貴殿のために2つのモデルを計算しました。

年間年金調整率を 1.5% とすると、65才に達した場合の年金額は月額 2,585.12 EUR となります。3.5% とすると年金額は 3,973.90 EUR となります。この額は、特に生活費の上昇により、その購買力において今日の所得とは比較できません。

4. 保険期間

貴殿の年金口座(2003年1月29日現在、1976年8月1日から2002年12月31日までの期間)が保存されています。

5. 年金保険料

当庁がこれまでに貴殿の年金口座に受取った金額は以下の通りです。

貴殿支払いによる	67,725.14 EUR
貴殿雇用者支払いによる	67,725.14 EUR
公共金庫(例、疾病金庫、労働局)支払いによる	3,548.89 EUR

6. 説明

6.1 年金額は主として貴殿が就業によりいくら収入を得たか、また強制または任意保険料をいくら納付したかによります。貴殿が年間で全被保険者の年間収入額のちょうど平均額(現在では 29,230.00 EUR)を得た場合には、貴殿の年金口座に持ち分報酬点 = 1.0000 が記入されます。より多額の収入を得た場合には報酬点はより多くなり、より小額の収入を得た場合には報酬点はより少なくなります。例えば平均額よりも 10% 多

い収入を得た方は 1.1000 報酬点を取得します。平均額よりも収入が 20% 少ない方は 0.8000 点となります。保険料を納付しなかった期間（例、学業期間または国、疾病金庫、労働局又はその他公共機関により保険料が支払われた期間、例として育児期間、兵役又は兵役代替市民奉仕期間、病気及び失業期間）についても報酬点は貴殿の持ち分として記入されます。

- 6.2 年金額を計算するために年金開始時に全報酬点を合計し、この合計点を現在有効な年金値で掛け算します。現在有効な年金値は報酬点の基本となる毎月の年金額です。この年金値は現在、旧西独では 25.86 EUR、旧東独では 22.70 EUR です。65 才に達する前、あるいは達した後に年金が開始する場合には年金額は減額または増額されます。
- 6.3 完全稼働能力減少を理由とする年金の計算では 60 才に達していない被保険者についてはこれまで年金口座に持ち分として記入されている報酬点だけが算入されるわけではありません。完全稼働能力減少の発生時から 60 才に達した時点までの期間については、当該者のこれまでの保険期間の平均に基づく報酬点も算入されます。稼働能力減少を理由とする年金は、稼働能力減少が発生し、適時に年金申請がなされた上で、ある一定の保険法に基づく要件が満たされている場合に始めて支払われます。
- 6.4 65 才に達した後で得ることのできる老齢年金 (= 通常老齢年金) では取得した報酬点はすでに算入されています。しかしながらここで記される年金額が貴殿の将来の年金額に相当するわけではありません。将来の年金額については年金期待権が決定的なものとなります。貴殿は年金開始まで、またその後なされるはずである年金調整までこの年金期待権を今後とも増やすことができます。予測には貴殿がこの年金情報を受け取る前の学業期間を含まない過去 5 年間における平均報酬点を 65 才に達するまで毎年取得するものと仮定しました。65 才に達するまでこの平均報酬点に比較して、より多くのまたはより少ない報酬点を得る場合には年金額はそれに準じて変わってきます。
- 6.5 当庁の給付には上記の被保険者年金以外に医療リハビリテーションの入院及び通院、就労生活参加のための給付、年金受給者のための医療保険及び介護保険料の半額負担（医療保険及び介護保険任意被保険者は当庁から補助金及び遺族年金を受取ります）があります。公定年金保険からの就労不能を理由とする年金は生年月日が 1961 年 1 月 2 日以前の方だけが受け取ることができます。就労不能を理由とする年金の対象とならないそれより若い被保険者には、その他の被保険者と同様に、一日あたりの一般就労時間が 6 時間以下となる部分的就労不能を理由とする年金を請求できます。これらの給付及びその受給要件についてより詳しいインフォメーションが必要である場合には、当庁のサービステレフォン、相談所又はインターネットホームページ www.bfa.de をご利用下さい。

この年金情報は貴殿のために保存したデータをもとに作成しました。その際現在有効な年金法を考慮しました。それゆえに法の変更または貴殿個人のデータ変更により、予測した年金に変更が生じる場合があります。

以下の表は年金口座に保存されたデータです。このデータは年金の確認及び給付にとって重要なものです。

労働者年金保険

SVN 01.08.76 - 31.08.76	866.00 DM	1ヶ月	強制保険料
-------------------------	-----------	-----	-------

職員年金保険

SVN 01.09.76 - 31.12.76	1,508.00 DM	4ヶ月	強制保険料
-------------------------	-------------	-----	-------

SVN 01.01.77 - 31.12.77	5,295.00 DM	12ヶ月	強制保険料
-------------------------	-------------	------	-------

..
-------	----	----	----

..
-------	----	----	----

兵役、兵役代替市民奉仕

DUVO 01.01.92 - 31.12.92	78,210.00 DM	12ヶ月	強制保険料
--------------------------	--------------	------	-------

..
-------	----	----	----

..
-------	----	----	----

DEUV 01.01.99 - 31.12.99	95,174.00 DM	12ヶ月	強制保険料
--------------------------	--------------	------	-------

..
-------	----	----	----

..
-------	----	----	----

略字の説明

DUVO = データ転送規定に基づき通知された期間、この期間について雇用者が証明書を提出した。

DEUV = データ把握及び転送規定に基づき通知された期間、この期間について雇用者が証明書を提出した。

SVN = 社会保険証明書ファイルによる証明、またはデータ転送規定に基づき通知された期間

保険期間に関する指摘事項:

「強制保険料」と記されており、保険料クラスが記されていない期間については賃金徴収手続きにより徴収された実際の保険料の代わりに保険料査定を基にした報酬額が記されています。

(仮訳)

スウェーデン
(オレンジレター)

保険局およびプレミアム年金局

インフォメーション 06

'03

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

郵便番号 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

あなたの国民（一般）年金の予測

あなたが将来取得する年金額は、あなたの勤労年数、総所得額および今後のスウェーデンの経済的動向に基づいて決まる。プレミアム年金で得る金額をどのように投資するかも、それに影響する。この予測では、あなたの所得がスウェーデンの勤労者の平均所得と同じテンポで発展するものと想定した。我々にとっては、2001 年度におけるあなたの所得が最新の年金データなので、それを出発点として計算した。

複数の方面から年金を得る場合がある

国民年金の他にも、他の方面からも年金を得ることがある。例えば、雇用主からの勤労年金であったり、自分で設定した民間年金貯蓄からの年金であったりする。それらはあなたの総所得に含まれるが、ここでは取り上げない。

国民年金から年金を得る場合

61 才: 経済成長率が 0% とすると、あなたは 8,800 クローネ/月を受け取る。	経済成長率が 2% とすると、あなたは 13,000 クローネ/月を受け取る。
65 才: 経済成長率が 0% とすると、あなたは 11,600 クローネ/月を受け取る。	経済成長率が 2% とすると、あなたは 18,400 クローネ/月を受け取る。
70 才: 経済成長率が 0% とすると、あなたは 16,700 クローネ/月を受け取る。	経済成長率が 2% とすると、あなたは 29,300 クローネ/月を受け取る。

例：満 65 才で、経済成長率が 0% とすると、あなたが受け取る国民年金の内訳は、所得年金（付加年金に加入している場合は、それも含めて）9,400 クローネ、およびプレミアム年金 2,200 クローネ（プレミアム年金の計算の前提については、用語リストの予測、Prognos を参照のこと）となる。

自分自身の年金をインターネットを利用して予測する

ホームページ www.pension.nu を開き、この通知票の 2 ページと 5 ページに記載されている下記の金額データを利用する。

702,476 クローネ

18,385 クローネ

もっと詳しいことを知りたい場合

ホームページ www.pension.nu (保険局) または www.ppm.nu (プレミアム年金局) を開く。
保険局のサービス電話 020-524 524 に電話してもよい。

保険局
ストックホルム県

郵便番号

保険局からの価額通知票：
あなたの所得年金

2002年度におけるあなたの所得年金の年金残高の変化	金額（クローネ）
2002年01月01日現在の期首残高価額	628,167
2001年度の所得年金の年金権（pension right）	+40,728
遺産利益	+520
価額変動	+33,293
管理手数料控除	-232
2002年12月31日現在の期末残高価額	702,476

表の読み方：

2002年12月31日現在の期首残高価額は、殆どの場合、昨年の保険局からの価額通知票の期末残高価額と同じである。

あなたが所得年金に基づき取得する新しい年金権は、あなたが2001年に取得した金額に基づき算出される。

遺産利益は、あなたと同じ年齢で当該年度に死亡した者が残した年金残高から発生する特別な年金利益である。その他にも、あなたは自分の年金残高の価額変動分も受け取る。価額変動分は、スウェーデンでの平均所得変動に相当する。また、我々は管理手数料を控除する。

この表の最後に、2002年度の期末残高の価額としてあるが、これは所得年金であなたがこれまでに取得した年金の残高を示している。

保険局
ストックホルム県
郵便番号 107 23 ストックホルム

'03

2002 年 12 月 15 日現在の決定

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
郵便番号 ■■■■■■■■■■

決定：2001 年度にあなたが取得した年金権

租税庁は、2001 年度におけるあなたの年金形成所得（国民年金料を控除した後の所得）を下記のごとく決定した。

雇用に基づく所得	238,900	クローネ
その他の勤労に基づく所得	0	クローネ

保険局は、2001 年度におけるあなたの年金形成金額を下記のごとく決定した。

早期支給年金	0	クローネ
兵役勤務に基づく年金	0	クローネ
勉学	0	クローネ
未成年の年数（child years）	15,650	クローネ
あなたの年金基礎	254,550	クローネ

保険局は、あなたの年金点数を 5.34 に決定した（年金点数は、付加年金、早期支給年金、疾病手当および遺族年金を算出する際に利用する）

保険局は、あなたの年金基礎に基づき下記のごとく決定した。

2001 年度の所得年金に基づく年金権

40,728 クローネ

2001 年度のプレミアム年金に基づく年金権

6,364 クローネ

この決定についてもっと詳しく知りたい場合

6 ページに、我々があなたの年金形成所得の金額およびその計算方法を説明しておく。また、質問がある場合、および決定の再検討を求める場合の連絡部署もそこに記載されている。計算には複雑な用語が使われているので、用語リストを参考にされたい。

6 ページに続く。

プレミアム年金局
郵便番号 826 86 セーデルハムン

'03

口座番号 [REDACTED]
国民背番号 [REDACTED]

[REDACTED]
郵便番号 [REDACTED]

PPM からの口座（残高通知）票：あなたの基金残高

2002 年 12 月 31 日現在の基金残高

基金番号	基金の名称	選択した配分率 (%)	基金への拠出分 (shares) (株数)	相場 (クローネ)	価額 (クローネ)	実際の配当率 (%)	取得価額 (クローネ)	価額変動 (クローネ)	価額変動 (%)	
645952	AMF 年金 株基金 「世界」	20	852.0662	4.30	3,666	20	7,168	-3,502	-49	
928341	Roburs 株基金 「Medica」	20	739.2335	6.34	4,690	26	7,169	-2,480	-35	
283408	Roburs 株基金 「Contura」	20	1211.8691	1.75	2,124	12	7,174	-5,050	-70	
681783	AMF 年金 株基金 「スウェーデン」	20	855.7328	4.24	3,632	20	7,168	-3,536	-49	
108506	Nordea Europa 基金	20	771.5693	5.54	4,273	23	7,169	-2,896	-40	
現在残高					18,385					

発足時からのプレミアム年金勘定の価額変動

取得価額 (クローネ)	価額変動 (クローネ)	価額変動 (%)	残高 (クローネ)
35,843	-17,458	-49	18,385

インフォメーション

基金残高は、あなたが 2002 年 12 月 31 日の時点で所有している基金拠出分（最近の相場で評価）を示している。最近の相場とは、通常では 2002 年 12 月 31 日のすぐ前の銀行営業日の相場を指す。価額は、全数による百分比 (%) とクローネで示される。従って、クローネの端数は生じない。

基金ごとの価額は、当該基金の拠出分をあなたが取得した日から 2002 年 12 月 31 日までの

期間に発生した相場変動に応じて決まる。従って、あなたのプレミアム年金勘定の価額変動は、あなたの勘定（口座）が開設された日から2002年12月31日までの期間における基金相場の変動に依存する。

勿論、あなたはいつでも自分の基金拠出分を処分（売買）することができる。拠出分の処分は、我々のセルフサービス電話020-776 776を介してwww.ppm.nuで行うか、或いはPPM（プレミアム年金局）から交付される特別用紙を使って行う。プレミアム年金勘定について詳しいことを知りたい場合は、PPMのパーソナル・サービス（電話0771-776 776）に連絡して頂きたい。

プレミアム年金局
郵便番号 826 86 セーデルハムン

'03

口座番号 [REDACTED]

国民背番号 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

郵便番号 [REDACTED]

PPM からの価額（残高）通知票：
あなたのプレミアム年金 — 基金保険

2001年12月31日～2002年12月31日の期間における、あなたの
のプレミアム年金勘定の変動

金額（単位クローネ）

2001年12月31日現在の期首残高	23,850
2000年度のプレミアム年金権	+6,993
利息	+545
遺産利益	+50
基金管理手数料払戻し分	+116
PPM の管理手数料	-85
価額変動	-13,084
2002年12月31日現在の期末残高	18,385
2003年度に投資する予定の2001年度のプレミアム年金権	6,364

2001年度のプレミアム年金に関する年金権

3 ページに記載されている保険局の決定は、あなたが2001年のプレミアム年金に関する年金権を取得したか否かを示している。あなたがそれを取得している場合は、2003年の初めにそれはあなたのプレミアム年金勘定に払い込まれる。その場合、PPM はその新しい金額に利息を付加した金額をあなたが既に選択してある基金に払い込む。

最近、あなたは投資すべき基金および配分率（％）を決めているが（4 ページの選択した配分率の項を参照のこと）、上記の金額はあなたが選択したそれぞれの基金に配分される。但し、実際の配分率はあなたが決めた配分率とは少し異なることがある。それは、あなたが選択してから、当該の基金の価額がそれぞれの基金ごとに異なった率で変動したためである。

我々は下記のように計算した

年金権と年金点数

年金権はあなたの年金基礎 254,550 クローネに基づき決められるが、年金点数は年金の基礎を形成する所得 238,900 クローネに基づき決められる。

あなたの年金の基礎を形成する所得

租税庁は、2001 所得年度に関するあなたの所得データに基づき、2001 年度におけるあなたの年金の基礎を形成する所得を 238,900 クローネと決定した。年金基礎の上限は、所得基礎額（2001 年度は 282,750 クローネ）の 7.5 倍である。従って、2001 年度における所得（国民年金料を控除した額）と年金基礎額の合計に対するあなたの年金権は、最高 282,750 クローネとなる。

所得年金に関する年金権

所得年金に関する年金権は、年金基礎の 16% である。あなたの場合、このことは 254,550 クローネの 16%、すなわち、40,728 クローネであることを意味する。

プレミアム年金に関する年金権

プレミアム年金に関する年金権は、年金基礎の 2.5% である。あなたの場合、このことは 254,550 クローネの 2.5%、すなわち、6,364 クローネであることを意味する。

年金点数

年金点数は、付加年金、早期支給年金、疾病手当または遺族年金を受ける場合にのみ意味を有している。

あなたが取得した年金点数は、2001 年度におけるあなたの年金基礎所得と所得基礎額（37,700 クローネ）から算出される。年金点数は、下記の公式で計算される。

$$\frac{\text{年金基礎所得} - 37,700 \text{ クローネ}}{37,700 \text{ クローネ}}$$

一定の想定点数（supposition/presumption points）が設定された早期支給年金を受け取る場合は、その点数が上記に加算される。

未成年の年数

あなたは、選択肢 1 に基づき、未成年の年数に関連する年金形成金額を取得した。これは、あなたが 2001 年度に得た所得が子供が生まれる前の年度に得た所得と同じであると想定し

て、あなたの年金権が計算されたことを意味する。

決定の準拠規定

年金形成所得に関する規定は、「年金形成所得に関する老齢年金に関する法律」(1998:674)の第2章に記載されている。その他の年金形成金額に関する規定は、同じ法律の第3章に記載されている。第4章には、年金権と年金点数の決定に関する規定が記載されている。

決定の再検討を求めることができる(不服申し立て)

決定の再検討を求めたい場合は、その旨の手紙を保険局に送る。手紙には、どの決定について再検討を求めるのか、どのように変更して欲しいのか、およびどのような理由に基づき決定の変更を求めるのかを明記しなければならない。あなたの氏名、国民背番号、住所および電話番号を記載することを忘れないようにする。最後にあなたまたはあなたの代理人が署名する。代理人が署名する場合は、代理権授与証を添付する。保険局は、あなたの年金形成所得を再検討すべきであると判断した場合は、その件を租税庁に回付する。あなたからの手紙は、保険局に2003年12月31日までに到着するか、あなたが決定の内容を2003年11月1日まで知らなかった場合は、決定の内容を知った日から2ヶ月以内に到着しなければならない。

インフォメーション

決定について、尋ねたいことがありますか。その場合は、www.pension.nuを開くか、保険局のサービス電話020-524 524に連絡して頂きたい。なお、www.pension.nuには関連する法律の条項も記載されている。